

大分県両立応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備し、希望する子どもの数の実現を後押しするため、大分県両立応援給付事業実施要綱(令和元年7月16日伺定。以下「実施要綱」という。)に基づき、育児短時間勤務から続けて次の子の育児休業を取得し、通常勤務で支給される場合の育児休業給付金と育児短時間勤務で支給される育児休業給付金と差額がある者に対し、予算の定めるところにより大分県両立応援給付金(以下、「給付金」という。)を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 育児休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」という。)第2条第1項に規定する「労働者がその子を養育するためにする休業」をいう。
- (2) 育児休業給付金とは、雇用保険の被保険者が、1歳(両親が取得する場合は1歳2か月。保育所に入所できないなどの場合には最長2歳。)に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと支給される給付金をいう。
- (3) 育児短時間勤務とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」という。)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する「労働者の申し出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置」であって、育児・介護休業法施行規則第74条第1項に規定する1日の所定労働時間を原則として6時間とすることをいう。

(交付対象事業)

第3条 この給付金の交付対象となる事業は実施要綱第3条のとおりとする。

(給付金の額)

第4条 通常の労働時間による育児休業給付金と、短時間勤務による育児休業給付金との差額相当分について、1万円未満を切り捨て、30万円を限度として交付する。なお、育児短時間勤務にかかる子の育児休業給付金を支給されていない場合も、前条に該当する者には、給付金を交付するものとする。

(給付金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請及び規則第12条の規定による実績報告は、給付金交付申請書及び実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、交付対象者が職場に復帰した翌日から起算して3月を経過した日、又は職場に復帰した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

- (1) 育児短時間勤務中の賃金月額、育児休業開始日、育児休業取得が確認できる書類
- (2) 暴力団排除に係る誓約書(第2号様式)

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) この給付金にかかる証拠書類は、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管すること。
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (3) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(給付金の交付決定及び額の確定通知)

第7条 規則第6条及び規則第13条の規定による通知は、給付金交付決定通知書及び額の確定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、給付金交付決定通知書及び額の確定通知書を受理した日から15日を経過した日までとする。

(給付金の請求)

第9条 給付金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに給付金請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(給付金の返還)

第10条 知事は、給付金の交付を受けた者が、偽りその他不正な行為によって給付金の支給を受けたと認めるときは、大分県両立応援給付金交付決定取消・返還通知書(第5号様式)により、申請者に対して、交付決定を取消し、給付金全額を返還させるものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。